



外部の労働者等からの公益通報に関するよくある質問（FAQ）

1. 「外部の労働者等からの公益通報」とは何ですか？

公益通報者保護法に基づき、事業者の内部ではなく、法令に基づく措置や勧告などを行う権限を持つ行政機関に対して、法令違反などの事実を通報することを指します。

2. どのような人が通報できますか？

以下のような方が対象です：

- 通報に係る事実に関係する事業者には雇用されている労働者
- 当該労働者であった者
- 当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は当該派遣労働者であった者
- 当該事業者の取引先の労働者又は当該労働者であった者
- 当該事業者の役員
- 当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者（当該事業者による法令違反行為等を知り得る立場にある者）

3. どのような内容が通報の対象になりますか？

通報の対象となるのは、法令違反やそのおそれがある行為（（例えば、消費者契約法違反、労働基準法違反、食品表示法違反など）です。対象となる法律は、消費者庁の[通報対象法令一覧](#)をご確認ください。

通報対象事実は、どのような行為を行ったか等を具体的に示さなければ、通報先の行政機関は、その行為がどの法令に違反しているのかを判断できません。

なお、行政通報（2号通報）については、現行法では一定の要件を満たせば、必ずしも真実相当性が必要ではない場合があります（下記の保護要件を参照）。

【参考：2号通報の保護要件】 2号通報は、下記1.又は2.の要件を満たす場合、保護されます。（ただし、通報者が役員の場合は、1の場合についてのみ保護されます。）

1. 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由があること

（これを「真実相当性」といいますが、単なる憶測や伝聞ではなく、通報対象事実を裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述など、相当の根拠があることを意味します。）

注:通報者が役員の場合は、個人の生命・身体、財産保護の急迫な危険がある場合を除き、当該役員が調査是正措置をとることに努めることも必要となります。

2. 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次の事項を記載した書面を提出すること

通報者の氏名又は名称、住所又は居所

通報対象事実の内容

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

4. 匿名で通報できますか？

はい。匿名での通報も可能です。匿名の通報であれば、通常は通報者本人が特定されず、不利益な取扱いを受けません。ただし、通報時には匿名でも、何らかの事情により、通報者本人が特定され、解雇その他不利益な取扱いを受けた場合には、保護の対象になります。

5. 通報したことで不利益を受けることはありませんか？

公益通報者保護法により、通報を理由とする解雇や契約打ち切りなどの不利益な取扱いは禁止されています。通報者の秘密も厳重に保護されます。

もし、事業者による不利益な取扱いが明らかになった場合には、下記のような対応等が考えられます。

- ・行政機関が事業者による不利益な取扱いに対する指導・勧告等を行う権限を有する場合には、当該事業者に対し必要な措置を講じる
 - ・不利益な取扱いを受けた場合の救済手続として、行政機関を通じた救済手続（都道府県労働局や都道府県労働委員会における相談対応、あっせん等）、裁判所を通じた救済手続（民事訴訟、労働審判、仮処分等）や、弁護士等の法律専門家に相談する方法等がある
 - ・消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル（一元的相談窓口）等を紹介
-

6. 通報先はどこですか？

通報内容に応じて、処分又は勧告等を行う権限を持つ行政機関が通報先となります。通報先に関しては、県の HP（[対象法律所管課一覧](#)）をご覧ください。

処分又は勧告等を行う権限を持つ所管課が、国や市町となる場合があります。

ご不明な点については、消費者庁の[公益通報者保護制度相談ダイヤル](#)（一元的相談窓口：03-3507-9262）に問い合わせることも可能です。

7. 通報後の流れはどうなりますか？

県ホームページにより、対応フロー図をご確認ください。

1. 通報の受付
 2. 通報内容の確認・調査
 3. 必要に応じた是正措置
 4. 通報者への通知（可能な範囲で）
-

8. 通報内容が公益通報に該当しない場合はどうなりますか？

公益通報に該当しない場合でも、内容に応じて適切な部署に引き継ぎ、対応を検討します。なお、通報の受付や受理を行わない場合の「正当な理由」として、

- ・ 通報窓口において受け付ける通報の要件を満たさないことが通報時において明らかな場合
- ・ 通報内容が著しく不分明な場合
- ・ 事実でないことが明白な場合
- ・ 中傷など不正の目的であることが明らかな場合
- ・ 行政機関が対応することが適切でない場合 など

そもそも通報の受付や受理を行っても当該行政機関が適切な措置をとることが困難であることが通報窓口で容易に判断できる場合等が考えられます。

9. 受理をしても調査しない場合としては、どのような場合が考えられますか？

行政機関において、調査等を行う必要があると判断された場合には、窓口としては受理する必要がありますが、その事案を検討した上で、調査等を行う必要がないことが判明した場合（既に調査を行っていた場合等）や調査を行わない正当な理由がある場合（調査を行うに足りる嫌疑が認められなかった場合、過去の事案で当時の事実関係を調べる方法がないことが判明した場合等）には、調査を行わないとの判断をすることも考えられます。

10. 公益通報の通報先の順番は決まっていますか？

公益通報者保護法では、事業者内部、行政機関、その他の事業者外部の3つの通報先が定められています。

定められた通報先に応じて、それぞれ保護要件が設定されていますが、通報に当たっては、それぞれの保護要件を満たしていれば保護されますので、それらの間の順番は問いません。

11. 自らが関係する通報事案とは具体的にどのような場合を指しますか？

自らが関係するとは、例えば、以下に該当する場合が考えられます。

- ・ 法令違反行為を行った当事者である場合
 - ・ 法令違反行為の意思決定に関与した場合
 - ・ 通報者や法令違反行為を行った者の親族である場合
-

12. 法の定める公益通報以外の通報について、行政機関が受理等を行った場合、公益通報者以外の通報者についても法の規定による保護の対象となるとの誤解を招くことはないですか？

行政機関が消費者庁の示すガイドラインに基づく通報の受理等を行ったとしても、法の定める公益通報者以外の通報者は、法の規定による保護の対象とはなりません。なお、公益通報以外の通報についても他の法理による保護の対象となる場合がありますが、いずれの通報についても、法や一般法理による保護の対象となるかどうかについては、最終的には裁判所の判断に委ねられています。

13.法が定める通報対象事実以外の法令違反等に関する通報についても適切に対応することが求められるところ、行政機関に処分又は勧告等をする権限がない法令違反等についても対応をしているのでしょうか？

消費者庁の示すガイドラインでは、行政機関による適切な通報対応を確保するため、法に基づく公益通報以外の通報であっても、一定の要件を満たすものについては、本法第13条第1項に規定する必要な調査を行い、法令に基づく措置その他適切な措置をとることを求めています。

なお、通報内容となる事実について、通報を受けた行政機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等を、通報者に対し、遅滞なく教示する必要があります。

14. 通報前に相談することはできますか？

はい。通報前の相談も受け付けています。内容が不明確な場合でも、お気軽にご相談ください。なお、消費者庁においても相談窓口を設置しています。

【参考】消費者庁ホームページ

公益通報に係るよくある質問は、消費者庁の[Q & A集](#)があります。

- ・ [公益通報者保護法に関する Q&A\(基本的事項\)](#)
- ・ [通報対象事実\(通報の内容\)に関する Q&A](#) ・ [公益通報者に関する Q&A](#)
- ・ [通報先に関する Q&A](#) ・ [保護要件に関する Q&A](#)
- ・ [解雇その他不利益な取扱いに関する Q&A](#) ・ [事業者における通報対応に関する Q&A](#)